

千曲川中流域砂礫河原保全再生検討会

規約

(名称)

第1条 本会は、「千曲川中流域砂礫河原保全再生検討会」（以下、「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本検討会は、千曲川中流域自然再生事業の実施にあたり、沿川住民等の関係者や学識者と連携・協働をしつつ、総合的、効果的かつ効率的な事業推進を図ること及び砂礫河原の保全・再生、外来植物の拡大抑制に効果的な河川管理手法の確立すること目的とする。

(委員)

第3条 検討会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。

2. 検討会の委員から新たに委員の推薦があった場合は、検討会の全委員の合意が得られた場合、委員となることができる。

(座長)

第4条 検討会には座長をおき、委員の互選によりこれを定める。

2. 座長は会務を総括し、座長に事故があるときは、座長が予め指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 検討会は、座長が召集する。

2. 座長は、委員より専門的知見を有する者の意見聴取の発議があり、検討会の出席委員の合意を得た場合、検討会に委員以外の者の出席を要請することができる。
3. 座長は、委員より専門的協議の発議があり、検討会の出席委員の合意を得た場合、検討会と別に専門部会を設置し、専門的協議を要請することができる。

(専門部会)

第6条 専門部会の委員は、検討会の委員から選任する。

2. 専門部会は、議事の進行に際し必要となる専門的知見を有する者の意見を聴取することができる。
3. 専門部会は、検討会から付託される専門的事項について協議し、検討会に報告する。
4. 専門部会の運営方針は、専門部会で定める。

(情報公開)

第7条 検討会の会議、会議資料、議事録については、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則として公開とする。

(事務局)

第8条 検討会の事務局は、国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所が行うものとする。

(規約の改正)

第9条 本規約に定めるもののほか、推進検討会の運営に関し必要な事項は、推進検討会においてこれを定める。

以 上

「千曲川中流域砂礫河原保全再生検討会」委員

平成26年 3月

信州大学繊維学部 教授 平林 公男

信州大学理学部 准教授 島野 光司

信州大学工学部 助教 豊田 政史

長野県環境保全研究所自然環境部 主任研究員 北野 聡

独立行政法人土木研究所水環境研究グループ河川生態チーム 主任研究員 傳田 正利

国土技術政策総合研究所河川研究部河川研究室 主任研究官 福島 雅紀

国土技術政策総合研究所河川研究部河川研究室 主任研究官 中村 圭吾

長野県建設部河川課 課長

長野県環境部水大気環境課 課長

長野市建設部 部長

千曲市建設部 部長

坂城町建設課 課長

上田市都市建設部 部長

更埴漁業協同組合 代表理事組合長

上小漁業協同組合 代表理事組合長

長野県養蜂協会長野支部 支部長

北陸地方整備局千曲川河川事務所 所長

(事務局) 千曲川河川事務所 調査課